

平成26年度 部局長マネジメント方針

たむら あつし
子どもすこやか部長 田村 敦司



仕事に対する基本姿勢

日本の人口が2100年には今の半分、最悪の場合明治維新当時の人口まで減少するとまで予測されています。日本の平均寿命が男女平均で世界第一位にもかかわらず人口超減少社会ということは、まさに少子化に対する対策が喫緊の課題であるということを意味しています。少子化傾向は昭和41年丙午（ひのえうま）の年の合計特殊出生率1.58を下回る「1.57」を平成元年に記録してから今日まで続いています。「1.57」ショックから10年後の平成10年の厚生白書のサブタイトルに「子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を」とようやく国でも少子社会が問題として取り上げられ、平成11年には安室奈美恵さんの夫（当時）のSAMさんを起用し、「育児をしない男を、父とは呼ばない。」というコピーで父親の育児参加を呼びかけたりしました。当時の男性の育休取得率はわずか0.4%。当時はまだまだ「父親は仕事、母親は育児」というような意識が人々に共有されていた時代でした。

それから17年後の平成27年（2015年）4月から、すべての子どもに良質な発達環境を保障する「子ども・子育て支援新制度」が施行され、ようやく「子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会」の実現に向け動き出します。

本市の合計特殊出生率は国（1.41）や大阪府（1.31）より低く平成24年で1.27です。

「子どもを産み育てることに「夢」を持てる東大阪市」をめざして施策を進めることは急務の課題です。

本市の子育て施策において車の両輪ともいえる課題は、待機児童の解消と在宅での子育て家庭への支援施策の充実です。本市においても「子ども・子育て支援新制度」で今日の就労形態の変化をはじめ多様なニーズに対応できる教育・保育施設を整備し待機児童解消をめざします。また同新制度のもとに育児や子育てに不安や悩みがある子育て家庭に寄り添う支援を進め、子育て環境の変化に対応した施策の充実を進めます。

時代の流れとともに「公の役割」も変化しています。地域力が低下し、子育て世帯の孤立化が進む中では、行政がフォーマルなサービスとして支援することが少子化対策としても重要な施策となりつつあります。0歳児から2歳児までの子育て家庭の約8割は在宅で子育て

されています。就労支援としての待機児童の解消策はもとより、育児や子育てに不安なく子どもを生き育てやすいと感じてもらえるような施策を進めます。

また、こうした新しい行政サービスを展開していく上では、利用者の皆さんが安心して健康で文化的な生活を送れるよう、サービスの質の安全性の確保、公正な契約の確保など選ぶ側の利用者の皆さんの権利が保障される仕組みを確立することがより一層重要となってきます。

私は、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みづくりをめざし、下記の項目を重点課題として、各部局と連携し保育・子育て支援行政の推進に努めてまいります。

平成26年度に取り組む重点課題

1 子ども・子育て支援制度へのスタートダッシュとそれを支える組織づくり

平成27年度には、地域や家庭の子育てを応援し、全ての子どもをすこやかに育む子ども・子育て支援新制度がスタートします。

この新制度は、保育所と幼稚園をひとつにした幼保連携型認定こども園や0歳から2歳の児童のみを保育する小規模保育事業などの整備で待機児童のゼロをめざし、また家庭で子育てをされている方への一時預かりや子育て相談支援、子育て家庭の交流などの子育て支援の充実もめざします。

平成27年度当初からのスムーズな実施を考えると、その前年度にあたる26年度は、上半期にしっかりとした基礎を固めつつ、下半期の26年秋から27年4月には猛然とスタートダッシュを切れるよう準備を整えなければなりません。

上半期は受け皿である施設整備を中心に既存の施設も含め確認作業を進め、利用者の認定申請が集中する下半期は、その決定と利用調整作業を円滑に進めなければなりません。

新制度を円滑にスタートさせるためには、その準備組織を設置し、私自身が先頭に立って教育委員会をはじめ関連する多くの部署とも連携し様々な課題について周到に準備を進めてまいります。

2 待機児童のゼロをめざします

待機児童の解消については、そのうち0歳児から2歳児までが8割を占めること、また少子化の中で4歳児、5歳児においては幼稚園はもちろん保育所においても空き状態であることを考慮し、民間幼稚園や民間保育園などによる幼保連携型認定こども園や0歳児から2歳児までを対象とする小規模保育事業等の整備を進め待機児童のゼロをめざします。

また、単に量を確保するだけでなく質についても十分に確保できるように、基準条例の整備や事業所等への指導・確認作業を進めていきます。

3 地域子ども子育て支援事業

0歳児から2歳児については、その8割が在宅で子育てをしており、核家族化が進み、地域力が低下している現在では、子育てについての不安や悩みを持っている母親が多く、児童虐待を未然に防ぐためにも在宅支援を強化していく必要があります。

一時預かりや病児病後児保育など在宅支援策を拡充し、子育て世代を支援してまいります。

子育て家庭の交流の場や気軽な子育て相談ができる場として、子育て支援センターやつどいの広場事業を進めていきます。

在宅での子育て支援には、なかなか自ら進んで参加しにくいご家庭への出前相談などきめ細かな子育て支援相談を進めます。

また障害児に対する療育支援として放課後等デイサービス事業をはじめ児童発達支援事業の拡充を行います。

4 児童虐待防止に向けた取り組みの強化

子ども見守り課を中心として情報の共有化と適切な判断及び対応ができる仕組みづくりの強化を図ります。

大阪府子ども家庭センター、福祉事務所家庭児童相談室、警察、保健センター、療育センター、保育所・園、幼稚園、学校、教育委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関などの関係機関からなる要保護児童対策地域協議会の連携を強化します。

地域での孤立化や子育てにおける家族からの孤立化などが進む中、虐待予防に向けた相談業務など取り組みは今以上に重要となっています。児童虐待防止に向け、福祉事務所に配置している家庭児童相談員をはじめ養育・療育に悩む保護者への支援を強化します。